

○愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例

平成23年9月26日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、愛西市文化会館（以下「会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化、教養の向上及び福祉の増進を図るため、会館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市文化会館	愛西市稲葉町米野303番地

(管理)

第4条 会館の管理は、愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

- 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理を行わせることができる。
- 指定管理者は、次に掲げる基準により、会館の管理を行わなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に会館の管理を行うこと。

(2) 会館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準
(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 前条第2項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に
当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条第1項の規定により会館の利用を許可すること。
(2) 次条第2項の規定により同条第1項の許可に条件を付すること。
(3) 第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを
許可すること。
(4) 第9条第1項の規定により会館の利用に係る指示をすること。
(5) 第10条第1項の規定により第6条第1項の許可を取り消し、又
は利用の中止を命ずること。
(6) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け
なければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が
許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付
することができる。

(利用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項
の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の
利益になると認めるとき。
(3) 管理上支障があると認めるとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることが適当

でないと認めるとき。

(特別の設備)

第 8 条 利用者は、会館に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。

ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第 9 条 利用者は、会館の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに第 6 条第 2 項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 利用者は、第 6 条第 1 項の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止)

第 10 条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき、若しくは災害その他特別な事由があるときは、第 6 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の中止によって利用者に生じた損害については、市は、その責を負わないものとする。

(使用料)

第 11 条 利用者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 12 条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 13 条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由が

あると認めるときは、使用料を還付することができる。

(利用料金)

第 1 4 条 市長は、指定管理者に会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第 6 条第 1 項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第 1 1 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。

6 第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第 1 1 条第 2 項ただし書及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第 1 5 条 利用者は、故意又は過失によって会館又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成１７年愛西市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 3 この条例の施行日の前日までに、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた佐屋公民館の使用に関する処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２８年３月２４日条例第１６号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、附則第２項及び第３項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定に基づく申請その他の行為は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成３０年３月２６日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日条例第８号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年４月１日から施行する。

(準備行為)

2 各条例の規定に基づく指定管理者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の公民館等の利用に係る料金の額の設定について、改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年1月6日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

会館施設使用料

（単位：円）

使用料及び利用時間 施設の名称	使用料					
	午前	午後			夜間	全日
	9：00 ～12：00	12：00～13：00	13：00～17：00	17：00～18：00	18：00～21：00	9：00～21：00
ホール	11,250 (6,090)		15,000 (8,120)		11,250 (10,150)	37,500 (24,360)
第1和室	840	280	1,120	280	840	3,360
第2和室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560

	0		0		0	0
料理実習室	1, 6 5 0	5 5 0	2, 2 0 0	5 5 0	1, 6 5 0	6, 6 0 0
研修室	1, 6 5 0	5 5 0	2, 2 0 0	5 5 0	1, 6 5 0	6, 6 0 0
第 1 会議室	1, 1 4 0	3 8 0	1, 5 2 0	3 8 0	1, 1 4 0	4, 5 6 0
美術実習室	1, 1 4 0	3 8 0	1, 5 2 0	3 8 0	1, 1 4 0	4, 5 6 0
第 2 会議室	1, 6 5 0	5 5 0	2, 2 0 0	5 5 0	1, 6 5 0	6, 6 0 0
視聴覚室	1, 1 4 0	3 8 0	1, 5 2 0	3 8 0	1, 1 4 0	4, 5 6 0
大研修室	1, 8 6 0	6 2 0	2, 4 8 0	6 2 0	1, 8 6 0	7, 4 4 0
陶芸教室	8 4 0	2 8 0	1, 1 2 0	2 8 0	8 4 0	3, 3 6 0

備考

- 1 ホールで冷暖房設備を利用する場合は、（ ）内の料金を別途徴収する。
- 2 利用時間を延長又は繰り上げて利用する場合は、その 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該利用時間区分の当該使用料の 1 時間に相当する額（1 0 円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。
- 3 当日の利用時間には、会場の準備及び片付け時間を含むものとする。
- 4 市内在住、在勤以外の者（以下「市外の者」という。）が利用する

場合は、当該使用料の２倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

５ 入場料等を徴収して利用する場合は、当該使用料の１．５倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は３倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

６ 営利を目的として利用する場合は、当該使用料の２倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は４倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

７ 入場料等を徴収し、営利を目的として利用する場合は、当該使用料の４倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は８倍の額（１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

別表第２（第１１条関係）

会館附属設備使用料

（単位：円）

区分	名称	単位	使用料	備考
舞台 用設 備	所作台	１式	２，５４０	
	平台	１枚	１００	
	音響反射板	１式	１，５２０	
	金屏風	１双	５００	
	指揮者台・指揮者用譜面台	１式	２００	
	楽団用譜面台	１台	１００	
	演台・花台・司会者台	１式	２００	
	ピアノ	１台	２，２４０	調律代利用者負担
	エレクトーン	１台	１，５２０	

	16ミリ映写機（ホール用）		1式	2,030	
	ビデオプロジェクター（ホール用）		1式	2,030	
	スクリーン（ホール用）		1式	400	
	ドライアイスマシーン		1台	1,520	
	大太鼓		1台	500	
	毛氈		1枚	300	
	長布団		1枚	100	
	上敷		1枚	300	
	地がすり		1枚	500	
	松羽目（ジョーゼット・ドロップ）		1枚	1,010	
音響設備	拡声装置		1式	2,030	
	ワイヤレス送受信機		1台	810	
	舞台用スピーカー		1対	810	
	舞台用スピーカー（モニター）		1対	500	
	サブモニター卓		1台	810	
	マイクロホン（A）		1本	810	
	マイクロホン（B）		1本	500	
	音響録音再生装置類		1台	500	
照明設備	スポットライト（1KW）		1台	400	
	持込用機材使用電源 舞台操作関係（1KW）		1口	400	
	A セ ッ ト	ボーダーライト	2列	10,180	
		アッパーホリゾンライト	1列		
		ローアホリゾンライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		

	シーリングライト	1 列		
	サスペンションライト	3 列		
	トーメンタルスポットライト	1 対		
B	ボーダーライト	2 列	4, 6 8 0	
セ	アッパーホリゾンライト	1 列		
ッ	ロアーホリゾンライト	1 列		
ト	フロントサイドスポットライ ト	1 対		
	シーリングライト	1 列		
	サスペンションライト	2 列		
C	ボーダーライト	2 列	3, 8 7 0	
セ	サスペンションライト	2 列		
ッ	シーリングライト	1 列		
ト	フロントサイドスポットライ ト	1 対		
	センタースポットライト (2KW)	1 基	1, 0 1 0	
	花道フットライト	1 式	4 0 0	
	効果器具	1 基	1, 0 1 0	
	スポットライト (5 0 0 W)	1 台	2 0 0	
	照明小物 (先玉・種板等)	1 品	1 0 0	

備考

附属設備使用料は、利用時間区分（午前・午後・夜間を各 1 回、全日を 3 回）により徴収する。